

## 災害救助法における住宅の応急修理実施要領

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

### 1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

① 当該災害により大規模半壊、半壊又一部損壊（準半壊）の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、半壊又一部損壊（準半壊）の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

③ 応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（公営住宅や民間賃貸住宅含む）を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が半壊又一部損壊（準半壊）し、自らの資力では応急修理することができない者については、市において、様式第 5 号による申出書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

### 2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙「応急修理にかかる工事例」のとおり）

① 災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補

修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品は対象外である。

### 3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は次のとおりとする。

大規模半壊又は半壊の世帯 595,000 円以内

一部損壊（準半壊）の世帯 300,000 円以内

- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

- (3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

### 4 手続の流れ

応急修理を行う業者（以下「指定業者」という。）は、市営建設工事入札参加資格者名簿に掲載されている業者とする。ただし、修理申込者が指定業者以外の業者の修理を希望する場合は、様式第6号による住宅の応急修理指定業者願書の提出をうけて内容を審査（法人においては建設業許可証の確認、個人においては運転免許証等による身分証明の確認を行う。）し、内容が適切な場合は、その業者を指定業者に指定するものとする。

また、市は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、指定業者の紹介と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、市の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、2に対応）

通常の手続き		修理件数が著しく多数となる場合	
①	希望する被災者は、市の窓口（住宅公園課）に応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件審査を受ける。なお、住家の被害が、半壊の場合は資力に係る申出書（様式第5号）も併せて提出する。 ※被害状況は、市が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。	①	希望する被災者は、市の窓口（住宅公園課）に応急修理申込書（様式第1号）を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。
②	市は、申込書等の内容を確認し、応急修理の対象となる被災者に指定業者の紹介や修理見積書（様式第2号）の用紙を配布する。	②	市は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の紹介や修理見積書（様式第2号）の用紙及び修理依頼書を配布する。
③	被災者は、指定業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③	被災者は、指定業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、修理依頼書を渡す。
④ ④ ④	指定業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）市の窓口へ提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※指定業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤	市は、修理見積書の内容を確認の上、指定業者に修理依頼書（様式第3号）により依頼する。		
⑥	指定業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	指定業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市に工事完了報告書（様式第4号）を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤	指定業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、市に工事完了報告書（様式第4号）を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	指定業者は、応急修理に要した費用を市に請求する。	⑥	指定業者は、応急修理に要した費用を市に請求する。
⑨	市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	市は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

図1 通常の手続き

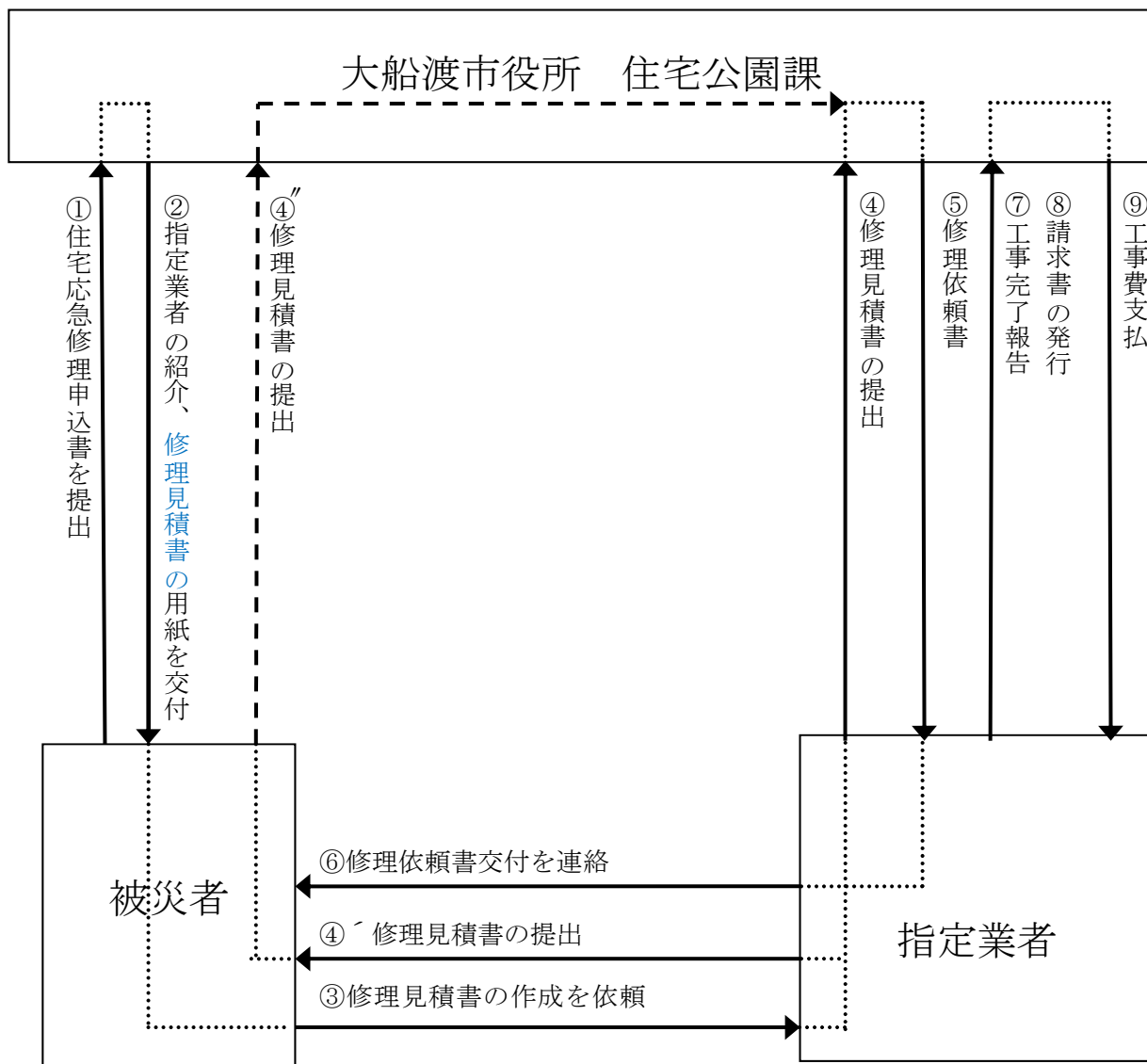
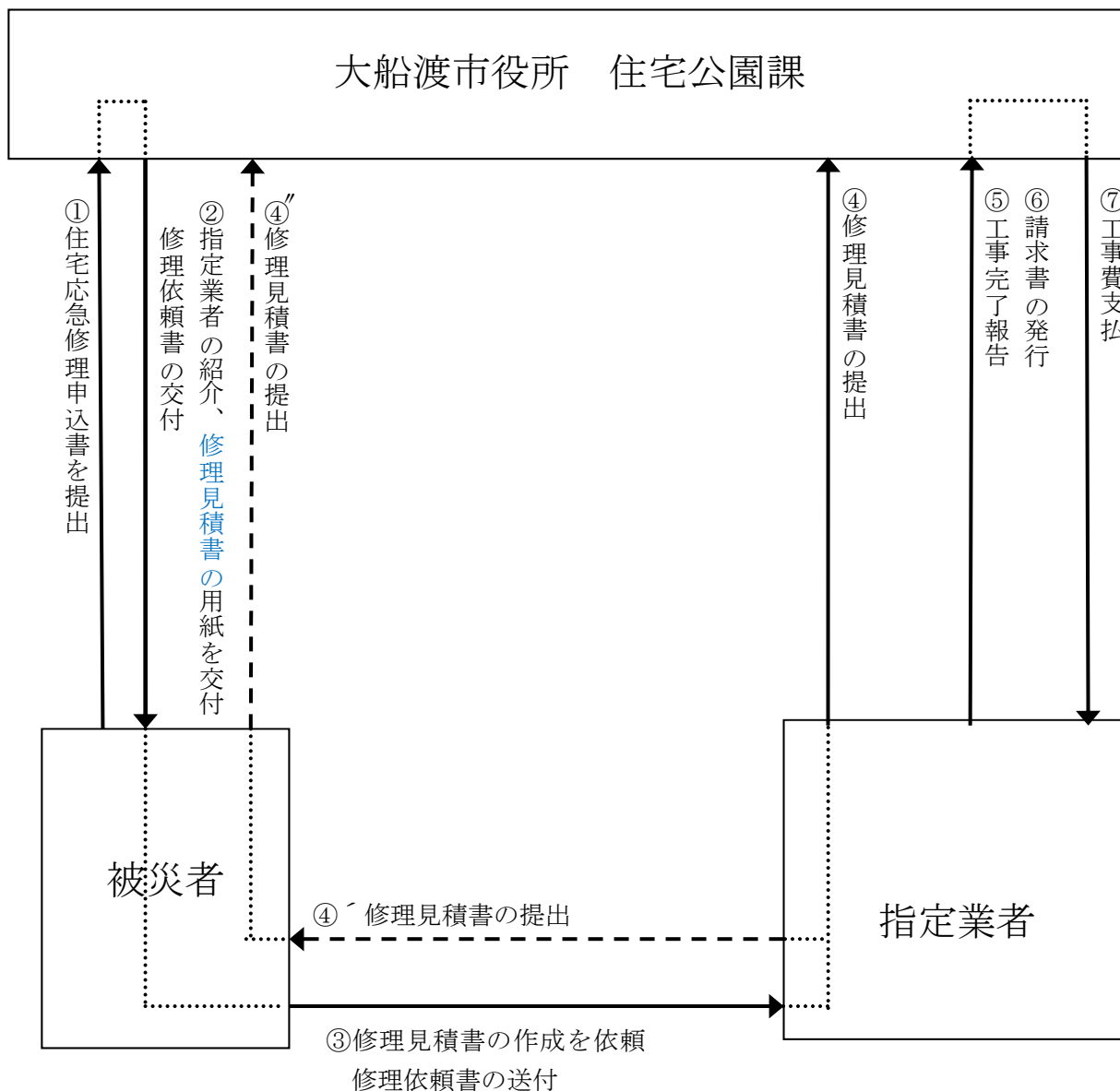


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



### 5 工事完了期限

工事完了期限は、災害救助法の基準では「災害発生の日から1カ月以内」であるが、応急修理の工事完了まで相当の期間を要すると見込まれることなど延長が必要な場合は、岩手県保健福祉部地域福祉課及び大船渡市生活福祉部地域福祉課と協議の上、調整するものとする。